

Title	アメリカ連邦民事訴訟における否認陳述の規制
Sub Title	The regulation on denials under the federal rules of civil procedure
Author	金, 美紗(Kimu, Misa)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2016
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.110, (2016. 9) ,p.67- 99
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20160915-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20160915-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# アメリカ連邦民事訴訟における否認陳述の規制

金 美 紗

- 一 はじめに
  - (一) 本稿の目的
  - (二) 前提概念の整理
- 二 否認陳述の方法
  - (一) プリーディング書面による主張
  - (二) プリーディングにおける応答の構造
  - (三) 否認陳述の種類
- 三 否認陳述の規制
  - (一) 一括否認の補充性
  - (二) 不明瞭否認の禁止
  - (三) 事後否認の却下
- 四 まとめ

## 一 はじめに

### (一) 本稿の目的

わが国の民事訴訟規則七九条三項は、「準備書面において相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」と定める。これは、否認の理由が明らかになれば争点が明確になり、充実した審理が実現されるとの期待から、平成八年の民事訴訟法および同規則全面改正の際に新設された規定である<sup>(1)</sup>。もともと、同規定は訓示規定であるから、当事者がこれに反し、否認の理由を記載しなかったとしても、制裁などの法的効果が生じることはない<sup>(2)</sup>。すなわち、前記規定は、準備書面において否認の理由を記載するかどうかは当事者の自由裁量に委ねられる事柄であることを前提に、理由の記載を「推奨」したものにすぎず、そこでは、当事者の裁量を「制約」するところまでは想定されていない。

こうした現況下において、かねてから、「否認陳述の適切なあり方」という問題が、学者の関心を集めてきた。根底にあるのは、争点整理過程において、迅速に、かつ、当事者間での主体的なやり取りによって、実質的な真の争点にたどり着くためには、争点形成機能を有する否認陳述を当事者の裁量に任せるのではなく、有効に規制すべきではないかとの問題意識である<sup>(3)</sup>。具体的な規制手法としては、次の二つの規律が検討課題とされている。一つは、「相手方の主張を否認する者は、当該否認の理由についても主張しなければならない」との規律、もう一つは、「否認は、要証命題が明確に特定される方法でされなければならない」との規律である<sup>(4)</sup>。以下では、便宜上、前者を「否認理由付与の要請」と呼び、後者を「否認対象特定の要請」と呼ぶこととする<sup>(5)</sup>。

このうち、先行研究において中心的な検討課題とされてきたのは、否認理由付与の要請である<sup>(6)</sup>。とくに、前述の民

事訴訟規則七九条三項により、理由付与の要請が明文化されて以後は、解釈論ないし立法論により、違反行為に対す  
る何らかの法的効果を伴う規律として、これを理論構成しようとする見解が多くみられる。<sup>7)</sup>

他方、対象特定の要請の方は、一応議論の俎上に載ってはいるものの、これに言及した文献自体少ない。わずかに、  
「要証命題の特定がなされない包括的な否認は、裁判所の求釈明を要件とし、不明瞭な防御方法として却下されるべ  
きである」とする伊東俊明教授の考察や、主張責任を負う当事者が十分に具体化した主張をした場合、これを争う当  
事者の側は、「主張のうちどの点を争うのかを期待可能な限度で明確に示」す必要があるとの畑瑞穂教授の考察がみ  
られる程度である。<sup>8)</sup>

以上のようなわが国の議論状況とは対照的に、アメリカの連邦民事訴訟制度においては、対象特定の要請こそが、  
否認陳述の規制の中核を担っている。詳しくは後述するが、たとえば、「相手方がしたすべての主張を争う」という  
趣旨の包括的な否認（アメリカでは、「一括否認 (general denial)」と呼ばれる）は、例外的な場合にしか認められないと  
解されている。また、不明瞭な陳述形式による否認は、適法な否認とは認められないと述べた複数の裁判例が存在す  
る。さらに、訴訟の初期段階において、明確な否認がなされなかったことにより要証命題とはならなかった争点を、  
事後的な否認によって争点として顕在化させることは許されないと述べた裁判例もある。

本稿は、このような「連邦民事訴訟制度における否認陳述の規制」の紹介を通じ、否認対象特定の要請についての  
考察を試みるものである。従来、学者の関心をあまり惹かなかったとはいえ、否認対象特定の要請を取り上げる意義  
は大きい。なぜなら、対象特定の要請が無視され、否認によって争われる対象が不明確なまま訴訟が進行すると、  
「否認により争点が形成されたのかどうか」という従たる争点の審理のために、時間とコストが浪費されてしまうか  
らである。争点整理過程の効率化および適正化のためには、理由付与の要請と対象特定の要請を両輪として、否認陳  
述の規制を論じていかなければならない。<sup>9)</sup>

(二) 前提概念の整理

前提として、「否認陳述」の概念を整理しておく。わが国では、否認は、「事実上の主張」に対する応答態度の一つとして定義されるのが通例であり、否認陳述の規制に関する従来の議論においても、検討の対象は、この意味での否認に限定されてきた。<sup>(11)</sup>

これに対し、本稿においては、「法律上の主張」を争う旨の陳述も、考察対象に含めることとする。否認陳述の規制の必要性は、否認の有する争点形成機能に起因するところ、争点形成機能は、事実上の主張を争う旨の陳述に限らず、法律上の主張を争う旨の陳述にもひとしく認められるからである。

すなわち、事実上の主張が争われると、そこで主張された事実の存否が、争点として形成される。当該事実の存否は、訴訟における証明の対象となり、それ以後、両当事者は、事実の調査をふまえた主張の補強、証拠収集・証拠保全、証拠提出などの方法により、対抗的な主張・立証活動を展開していく。

これと同様の事態は、法律上の主張が争われた場合にも生じ得る。法律上の主張は、狭義（具体的な法律効果の発生に関する主張）と広義（法規の存否・内容・解釈に関する主張）に区別される。<sup>(12)</sup> 狭義の法律上の主張が争われるときは、ほとんどが主要事実の存否を争う趣旨でもあろうから、事実上の主張が争われた場合と同一の帰結になる。<sup>(13)</sup> 他方、広義の法律上の主張が争われるときは、法規の存否や法解釈の妥当性が争点となる。言うまでもなく、法の解釈・適用は裁判所の専権事項であるから、こうした争点については、裁判所が職権で判断することができる。しかし、裁判所の判断の際には、法の解釈・適用に関する当事者の主張が、参考資料として重要な意義をもつとされる。<sup>(14)</sup> 実際上も、法解釈の妥当性をめぐり、当事者が、当該分野に精通した学者の私鑑定書を書証として提出することは珍しくない。<sup>(15)</sup> 要するに、法の解釈・適用が争点とされたときにも、両当事者は、必要に応じて自己の法的立論を意欲的に述べ、そ

れを補強するための証拠を準備しているのである。

このように、「事実上の主張を争う旨の陳述」および「法律上の主張を争う旨の陳述」のどちらにも、争点形成機能が認められるから、争点整理の円滑な遂行のためには、両方の陳述が適切に規制される必要がある<sup>(16)</sup>。もちろん、前者と後者とは、規制手法を区別すべきであるとの立論はあり得ようが、最初から後者を除外して論ずる必然性は見当たらない。

以下では、「事実上の主張および法律上の主張を反駁する際の応答態度」を、併せて「(広義の)否認」と捉える。そして、従来の定義による否認を、「(狭義の)否認」と捉え、両者を概念上区別したうえで、広義の否認を考察対象として論述を進める。本稿で紹介するアメリカの裁判例のなかには、「事実上の主張」に対する否認だけではなく、「法律上の主張」に対する否認が問題とされた事例も含まれているが、それは、こうした理由に基づくものである。

## 二 否認陳述の方法

### (一) プリーディング書面による主張

#### 1 アメリカ連邦民事訴訟における主張の意義

連邦地裁においては、訴訟が提起されると、まず、プリーディングにおいて、簡単な主張の交換がなされる。その後、ディスクロージャーおよびディスカヴァリによる情報・証拠の開示・収集手続に移行し、その大半が終了した頃に、プリトリアル・カンファレンスにおいて、トリアルで立証対象となるべき争点の絞り込み作業等が行われ、最後に、トリアルにおける事実審理へと進む。また、ある争点について、トリアルにおける事実審理を経ることな

く、裁判所の法的判断を得ることができるとして、サマリ・ジャッジメントがある。

当事者による「主張」<sup>(17)</sup>は、こうした一連の審理過程においてみられるものであり、①プリーディング書面(プリーディングにおいて裁判所に提出される書面)による主張のほかに、②プリトライアル・カンファレンスにおける主張<sup>(18)</sup>、③サマリ・ジャッジメントの申立ての審理手続においてされる主張<sup>(19)</sup>、④トライアルにおける主張などが観念される。

## 2 プリーディング書面による主張の機能

これらの「主張」のうち、本稿が考察対象とするのは、「プリーディング書面による主張」に限られる。プリーディング書面による主張は、訴訟の開始直後にされる性質のもので、その主たる機能は、訴訟における審理対象を、相手方および裁判所に「告知 (notice)」することにある<sup>(20)</sup>。また、プリーディング書面による主張は、ディスカヴァリの対象範囲や手段を決定する際の参考資料になる。その意味で、ディスカヴァリの準備行為としての性格も認められる<sup>(21)</sup>。

さらに、プリーディング書面に現れた「情報」としての主張は、トライアルにおける証明主題の範囲を画し、当事者および裁判所をそれに拘束するという機能も有する<sup>(22)</sup>。ただし、拘束力の有無が問題となるのは、トライアルが開始された後の時点であり、それまでの間に、アmendメントによって、またはプリトライアル・カンファレンスにおいて、プリーディング書面の記述は、適宜修正されるのが通例である<sup>(23)</sup>。

## 3 限定的アプローチを採る理由

プリーディング書面による主張は、審理過程の流れのなかでみれば、前述のような限られた機能を果たすものでしかない。それにもかかわらず、筆者がとくにこの局面を取り上げる理由は二つある。第一に、否認による争点形成は、訴訟のごく初期の段階から問題になり得るため、否認陳述の規制は、訴訟開始直後から当事者に課される規律として理論構成されるのが望ましく、プリーディングに照準を合わせるのが最も適当である。第二に、次節以下でみるように、プリーディングにおける応答の構造には、日本法との共通点が多い。そのため、この場面における否認陳述の規

制の検討からは、日本法への有益な示唆を得やすいことが期待される。

## (二) プリーディングにおける応答の構造

プリーディング書面では、どのような形で、否認陳述がされるのであろうか。また、否認以外の応答態度には、どのようなものがあるか。考察を進めるにあたり、これらの基礎的な事項について、連邦民事訴訟規則の概要を整理しておく。<sup>(24)</sup>

### 1 応答書面の種類

原告・被告間の二当事者訴訟を想定した場合、プリーディングにおいて提出される書面には、原告が提出する書面 (complaint) と、被告が提出する応答書面 (answer) の二種類しかない。Answer に対する応答書面 (reply) は、裁判所がその提出を命じた場合にのみ提出される。<sup>(25)</sup> 後述のように、answer における被告のすべての主張は、原告によって争われたものとみなされるから、原告に対し、再度の応答の機会を保障する必要はないと解されているためである。<sup>(26)</sup> つまり、例外的な場合を除けば、プリーディングにおける応答書面は、被告の提出する answer しかない。したがって、応答態度の一つとして否認陳述が現れるのも、原則として、被告の answer においてである。<sup>(27)</sup>

### 2 応答態度の種類

連邦民事訴訟規則には、プリーディング書面における相手方主張への応答態度に関する一般規定として、八条(b)(1)ないし(6)が存する。それによると、応答態度としては、否認 (denial)、<sup>(28)</sup> 自白 (admission)、<sup>(29)</sup> 不知 (lacking knowledge or information) の三種類があり、<sup>(30)</sup> 不知は、否認と同一の効果を有するものと定められている。また、沈黙の効果については、「相手方のプリーディング書面が応答を要するものである場合、当事者が否認しなかった相手方の主張は、損害額に関する主張を除き、自白されたものとする。相手方のプリーディング書面が応答を要しないものである場合は、



「相手方の主張は、すべて否認されたものとする。」と規定されている(規則八条(b)(6)<sup>(29)</sup>)。Complaintに対しては、answerの提出が必要的なので、本規定の前段が適用される。そのため、被告が、原告の主張について沈黙すれば、告白が成立する。これに対し、answerに対しては、replyの提出は必要的ではない。したがって、本規定の後段が適用され、被告のanswerにおける主張は、原告によって、すべて争われたことになる。

こうした四種類の応答態度は、日本法におけるそれと非常によく似ている。さらに、否認および不知の陳述は争点形成機能を有し、告白は争点縮小機能を有すると解される点も、日本法と同様である。すなわち、プリーディング書面で否認(不知を含む)された主張には、証明の必要が生じる。<sup>(30)</sup>これに対し、プリーディング書面において、事実上の主張が告白されると、その事実の存否は、ディスカヴァリの対象にならない。<sup>(31)</sup>告白に該当する記述が修正されないままトライアルが開始されたときは、告白が成立した事実について証明責任を負う当事者は、証明の負担から解放され、逆に、告白した側の当事者は、告白が成立した事実の真实性を争う主張・立証をすることができなくなる。<sup>(32)</sup>詳しい検討は別稿にゆずるが、日本法における告白の効果としての、証明不要効、審理排除効、撤回制限効が存するといえよう。<sup>(33)</sup>なお、法律上の主張が告白された場合にも、これらの効果が認められることがある。<sup>(34)</sup>

### 3 積極防御 (affirmative defenses)

#### (1) 積極防御とは何か

ところで、応答書面には、防御方法も記載される。なかでも重要なものが、「積極防御 (affirmative defense)」と呼ばれる防御方法である。積極防御の概念は、プリーディングにおける応答の構造を理解するには欠かせないものであるから、やや横道にそれる形になるが、ここで言及しておく。

連邦民事訴訟規則は、八条(c)において、積極防御については、プリーディング書面において主張されなければならぬと定め、積極防御に該当する事項を例示列挙する。<sup>(35)</sup>具体例の多くは、寄与過失、詐欺、強迫、債務免除などの実

体法上の事項であるが、そのなかには、日本法の下では訴訟障害事由とされる「仲裁合意の存在」や、判決の拘束力を意味する「res judicata」も含まれている。

ある事項が積極防御に該当するか否かについて、確立した先例が存在しない場合には、裁判所が自ら性質決定を行う。その際、まずは実体法規の構造・性質が基準とされるが、そこから直ちに明快な答えが得られないときは、訴訟上の要素も加味されるとするのが、通説である。<sup>(36)</sup> 訴訟法上の要素とは、積極防御をフリーディングにおいて主張させることとした趣旨・目的 (policy)、証拠との距離などをふまえた当事者間の公平性 (fairness)、当該事項が発生する蓋然性 (probability) などを含む。<sup>(37)</sup>

## (2) 積極防御に対する規制

積極防御には、固有の規制が働く。まず、積極防御に該当する事項についての主張が、フリーディング書面においてなされなかった場合には、失権効が生じる。すなわち、当該事項を主張する権能は放棄 (waiver) されたものと扱われ、当事者は、あとからそれを主張・立証することができなくなる。<sup>(38)</sup> もっとも、アmendメントにより、フリーディング書面の記述を修正する余地が広く認められているので、実際に失権効が機能する場面は、多くはない。<sup>(39)</sup>

次に、定説ではないが、積極防御の主張は、「説得性 (plausibility)」を有するものでなければならぬとの見解がある。<sup>(40)</sup> 紙幅の都合上、詳論は避けるが、原告の complaint における主張に説得性を要求した「Twombly 判決および legal 判決を契機として、同様の基準が、積極防御にも適用されるかが議論されている。<sup>(41)</sup>

## (三) 否認陳述の種類

### 1 連邦民事訴訟規則八条(b)(3)

連邦民事訴訟規則八条(b)(3)の定める否認の種類には、「一括否認 (general denial)」とそれ以外とがある。後者はさ

らに、「特定否認 (specific denial)」と、「条件付一括否認 (qualified general denial)」に区別される。以下では、便宜上、これらの否認が被告の提出する answer においてされた場合を想定して論ずる。

(1) 一括否認

一括否認とは、原告がプリーディング書面とした主張の一切を否認する際に用いられるものである。すなわち、「当事者は、相手方がプリーディング書面とした主張を、管轄権の有無の点も含め、すべて誠実に否認しようとするときは、一括否認によることができる」(規則八条(b)(3)第一文)。Complaint に対して一括否認がされると、原告が complaint においてした本案に関する主張(事実上の主張および法律上の主張)のみならず、事物管轄権や人的管轄権に関する主張も争われたことになる<sup>(42)</sup>。

一括否認の方法については、特に決まったルールはなく、原告主張のすべてを争う趣旨であることが伝わるものであれば良い。Answer においてよく用いられるのは、一言、「被告は、complaint におけるすべての主張を否認する (Defendants denies each and every allegation of the complaint.)」とだけ記述する方法である<sup>(43)</sup>。

(2) 特定否認および条件付一括否認

一括否認によらない被告は、「ある主張を特定して否認するか、または、ある主張を特定して自白し、その余をすべて否認するか、どちらかによらなければならない」(規則八条(b)(3)第二文)。一般に、第二文前半の形式による否認は、「特定否認」、後半の形式による否認は、「条件付一括否認」と呼ばれている<sup>(44)</sup>。

特定否認とは、complaint に現れた主張のうち、否認すべき主張を個々に特定してなされる否認である。他方、条件付一括否認は、自白する主張の方を個々に特定したうえで、「その余の主張をすべて否認する」と記載する形でされる。普通よく用いられるのは、特定否認の方である。もっとも、complaint における原告の主張のパラグラフは多いが、そのうち、被告が否認したいパラグラフは限られているような場合にまで、特定否認を要求するのは非生産的

である。そこで、効率的な否認の方法として、条件付一括否認が認められている。<sup>(45)</sup>

## 2 連邦民事訴訟規則八条(b)(4)

特定否認ないし条件付一括否認は、基本的には、原告が complaint においてした主張のパラグラフごとに、「パラグラフ一は否認する」「パラグラフ二は認める」といった形式でされることを予定している。では、一つのパラグラフで主張された事実のうち、ある部分だけを認め、ほかの部分は争いたい場合にはどうすればよいか。たとえば、「本件事故発生当時、被告 (Defendant) は、高速道路沿いの標識を無視し、減速もせず、明らかに減速していた車道上の他の車両に注意を払うこともしなかった。被告の行為は、他者の安全性に対する配慮を欠いた無関心によるものか、視力障害に起因するものと思われる」との complaint 上のパラグラフのうち、本件事故に関与したことは認めるが、過失を基礎づける部分については否認したい、というような場合である。<sup>(46)</sup> こうした場合の否認陳述の方法として、規則八条(b)(4)は、「相手方の主張の一部のみを、誠実に否認しようとするときは、一部の主張が真実であることを自白し、その余を否認しなければならない」と定めている。どの部分が争われるのかを明確に特定して否認するよう求める趣旨である。<sup>(47)</sup>

## 3 連邦民事訴訟規則九条

前述の規則八条(b)(3)および同条(b)(4)が、一般的な否認陳述の方法を定めたものであるのに対し、規則九条は、特別な態様による否認陳述の方法について定めている。

まず、「訴訟追行能力 (capacity)」について争いたい当事者は、「特定否認によらなければならず、その際、とくに自己が知り得た事実のなかに、否認の根拠となるものがある場合には、その事実を主張しなければならない」(規則九条(a))。また、「停止条件の履行または成就」の事実を否認する際には、具体的な否認がされなければならない(規則九条(c))。

したがって、これらの事実を争いたい当事者は、単に否認するだけでは不十分である。一括否認がされた場合でも、前記規定に則った陳述がされない限り、訴訟追行能力や停止条件の履行・成就の事実に関しては、否認したことにはならない。<sup>(48)</sup>

### 三 否認陳述の規制

最初に述べたように、アメリカの判例法理のなかには、否認対象特定の要請を具体化したと読める規律が複数存在する。アメリカにおいて、下記の呼称がされているわけではないが、便宜上、それぞれの規律を「一括否認の補充性」、「不明瞭否認の禁止」、「事後否認の却下」と整理し、それぞれ順に紹介する。

#### (一) 一括否認の補充性

##### 1 補充性原則の趣旨

前章において論じたように、アメリカ連邦民事訴訟規則八条(b)(3)の定める否認陳述の方法には、一括否認とそれ以外とがある。

一括否認は、応答をする当事者にとっては、使い勝手が良い。一括否認さえしておけば、否認すべき部分を個別に特定する必要もなく、相手方が主張した事実のすべてを立証対象事項とすることができるからである。<sup>(49)</sup>

他方で、一括否認は、争点の特定には全く役立たない。一括否認は、コモン・ローの否認方法である「包括的否認 (general issue)」に起源を有するが、既にコモン・ローの時代から、general issue が争点の特定を阻害することによる弊害は、広く認識されていた。<sup>(50)</sup>そこで、連邦民事訴訟規則の制定者は、一括否認の利用を抑止すべく、規則八条(b)(3)

において、一括否認は、「誠実に (in good faith) 否認しようとするとき」にのみ許されるものであることを明記したのである。<sup>(51)</sup>

こうした趣旨をふまえ、多数説は、一括否認は例外的にしか認められないと解している。<sup>(52)</sup> 裁判例にも、「当事者が一括否認をすることができるのは、すべての事実を争う誠実な意図を有している場合に限られる。当事者は、相手方に立証の負担を課すことを目的として、真実であると知っていること、または、真実であると思われることについて否認する権利を有するものではない」と述べたものがある。<sup>(53)</sup>

なお、実際の訴訟において、補充性原則に違反して一括否認がされたと認定された事案は、多くはないが、その場合には、訴訟の初期の段階で、answerの記述の修正が命じられる。<sup>(54)</sup>

## 2 連邦民事訴訟規則 11 条

さらに、連邦民事訴訟規則 11 条も、一括否認の補充性を認める根拠として引用されることがあるので、規則 11 条についても簡単に触れておく。なお、同条については、真実義務との比較を視座として、別稿において詳論する予定である。

連邦民事訴訟規則 11 条は、プリーディング書面および各種申立て (motion) 書面による主張について、誠実性原則を定めた規定といえる。すなわち、同条は、裁判所に提出される各種の主張書面について、作成者 (主として弁護士、弁護士を選任がない本人訴訟の場合は当事者本人) に署名を要求し、それによって、主張書面が「誠実に」作られたものであることを確認させ、これに違反した場合には、裁判所の裁量による金銭的制裁などの発動があり得ることを定めている (規則 11 条 (a)(b))。

否認陳述との関係では、確証事項の一つとして、「事実上の主張に対する否認が、証拠によって基礎づけられるものであること、また、推測に基づいて否認をする場合や、情報の欠如により否認をする場合には「不知陳述を指す…筆

者注」、そのような否認をするのが合理的であること」が、明記されている(規則一条(b)(4))<sup>(56)</sup>。

もつとも、answerにおける否認陳述が規則一条に違反することを理由に、被告に対して制裁が課された事例は、原告に対する制裁事例に比べ、著しく少ない<sup>(57)</sup>。むしろ、否認陳述の規制との関係では、同条は、「一括否認の補充性」や「事後否認の却下」を導く際の根拠条文として引用されることが多く、対象特定の要請の基底には、主張の誠実性原則があるといえよう。

## (二) 不明瞭否認の禁止

アメリカでは、趣旨不明瞭な陳述形式による否認の適法性についても、議論がなされている。こうした議論をした裁判例は、いくつかの類型に分けることができる<sup>(58)</sup>。

### 1 規則に定めのない態様による応答的陳述

前述のとおり、連邦民事訴訟規則八条の定める応答態度には、否認、自白、不知の三種類しか存在しない。ところが、従来の実務慣行のせいも、弁護士によって作成されたanswerには、この三種類以外に、「被告は、原告の主張について、自白も否認もしないが、厳格な証明を要求する (Defendant neither admits nor denies but demands strict proof.)」との応答的陳述がみられることがある<sup>(58)</sup>。

裁判例は、次の二つの意味において、このような応答的陳述を不適法としている。まず、訴訟の初期段階において、当該陳述は、否認を構成するには「不適切な (insufficient)」陳述であるとして、answerからの排斥を命じた裁判例や、連邦民事訴訟規則八条(b)の定めを無視しようとする濫用的な陳述であるとして、職権でanswerの記述の修正を命じた裁判例がある<sup>(60)</sup>。

次に、このような応答的陳述の対象となった主張について、自白が成立したものと扱い、証明を要せずに事実認定

の基礎とした裁判例がある。たとえば、原告合衆国が、賃貸人夫婦を相手として、法の定める適正賃料額以上の賃料の要求・受領行為の差止めを求める訴えを提起した事案がある。原告の請求を認容した第一審判決に対し、被告妻（以下、Y<sub>1</sub>という）が、「Y<sub>1</sub>が本件家屋の賃貸人であることを示す証拠は存在しない」ことを理由に控訴したところ、第一巡回区連邦控訴裁判所は、Y<sub>1</sub>が第一審で提出した answer において、「被告夫婦は、本件家屋の賃貸人である」との原告主張の真実性については、自白も否認もしないが、原告に証明を求める」との不適法な否認陳述がなされているとして、Y<sub>1</sub>が本件家屋の賃貸人であることについては自白が成立していると述べ、第一審の事実認定を適法と判断した。<sup>(61)</sup>

## 2 条件付否認（条件付自白）

規則に定めない態様による応答的陳述と同様に、二つの意味で不適法とされるものには、条件付否認（条件付自白）がある。たとえば、自動車の衝突事故に基づく損害賠償請求訴訟において、被告の一人が提出した answer に、「原告の提出した complaint における主張のうち、共同被告 Lane の過失に関する部分は、『それが被告 Pujan に対して向けられたものである限度において（to the extent that any of the allegations are directed toward this defendant）』否認する」との記述があった事案で、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所は、このような否認は無意義な陳述であるとし、訴訟の初期段階において、職権で answer の記述の修正を命じている。<sup>(62)</sup>

また、条件付自白（条件付否認）の対象となった主張について、自白の成立を認めた裁判例もある。たとえば、「X 主張書面の第二・第三パラグラフにおける主張は、X 主張書面に添付された付属文書が真実に合致し、かつ、正確であると Y が信じる範囲においてのみ、これを認める」との条件付自白が問題とされた事案がある。<sup>(63)</sup> この事案では、X から、「X が、Y の商標登録の取消を請求し得る利害関係人に該当すること」を示す事実上の主張がされたのに対し（X は、合衆国特許商標庁に対し、キャットフードの商標として、「Fancy Fixins」を登録申請した（申請番号は、一一六九六〇



番)。「Xの登録申請は、既にYによって登録済みの商標番号八七六一三六番に反するとの理由で、却下された。」)、上述の条件付  
 自白がなされた。関税特許上訴裁判所 (United States Court of Customs and Patent Appeals) は、条件付自白ないし条件付  
 否認によって、連邦民事訴訟規則八条の定めを逸することは許されず、本件Yの条件付自白は不適法であるから、X  
 の事実上の主張には自白が成立すると述べ、証拠調べをせずにXが利害関係人に該当すると認定した商標審判部の判  
 断には違法がないと判示した。<sup>(64)</sup>

### 3 書面を引用してされる否認

ある書面を引用して、「原告主張のうち、引用書面における陳述と反する部分は否認する」といった態様でなされ  
 る否認は、相手方および裁判所に対し、どこが争われているのかを特定するための無駄な労力を割かせるものであり、  
 不適法であるとして、訴訟の初期の段階で、answerの記述の修正を命じた裁判例がある。<sup>(65)</sup>

### 4 応答拒絶の陳述

しばしば、answerにおいては、「本件主張に対しては、応答の必要はない」という陳述がされる。とくに、法律上  
 の主張 (アメリカでは、「legal conclusion」なし)「conclusion of law」と表現される)について、こうした陳述がされること  
 が多く、訴訟の初期段階で、その是非が争われることがある。<sup>(66)</sup>

原告のcomplaintにおける主張には、法律上の主張に該当することを理由として応答拒絶がされ得るようなものと  
 して、①連邦裁判所の事物管轄権や裁判地に関する主張<sup>(67)</sup>、②具体的な法令の要件について法解釈を述べた主張<sup>(68)</sup>、③事  
 実の法規への当てはめに関する主張など、多様なものが含まれている。

このうち、①②は、わが国でいうところの広義の法律上の主張に相当するものであり、③は、狭義の法律上の主張  
 に相当するものであるが、アメリカにおいては、必ずしも常にこのような区別が意識されているわけではない。①や  
 ②に該当するような「純粹に法的な主張 (a purely legal allegation)」に対しては、そもそも否認ないし自白による応答

は必要的ではないと述べる論者や、これと同趣旨の裁判例もあるが、①②③を区別せずに、連邦民事訴訟規則の下では、被告は、原告の主張すべてに応答する義務があるので、法律上の主張に対してであろうと応答拒絶は許されないと述べた裁判例も一定数ある。<sup>(76)</sup>

たとえば、自動車の保険会社が、自動車事故による死亡者 Leona の相続人、および Leona が死亡するまで入院していた病院を被告として、インタープリーター訴訟を提起した事案においては、①の管轄や裁判地に関する主張だけでなく、「家族排除の法理が働いたため、Riley が運転していた車は、妻である Leona の傷害・死亡により発生する請求権との関係では、保険対象にはならぬ」<sup>(77)</sup>「Wrongful Death Act 法の下では、夫 Riley および息子 Riley Jr. が、Leona の相続人ないし親族にあたる」との③の主張に対しても応答拒絶がされているが、裁判所は、これらすべての応答拒絶について、記述の修正を命じている。<sup>(78)</sup>

### (三) 事後否認の却下

アメリカでは、訴訟の初期段階で明確な否認がなされなかったことにより顕在化しなかった争点が、訴訟が進行した後の段階になって持ち出された場合、当初の否認陳述が不適法と評価され、自白の成立ないし追加立証の禁止が命じられることがある。以下では、法律上の主張に対する否認が問題となった事例 (Sinclair 事件) と、事実上の主張に対する否認が問題となった事例 (Vielinska 事件) を、一例ずつ紹介する。

#### 1 裁判例の紹介

##### (1) Sinclair 事件<sup>(79)</sup>

原告 (以下、「X」という) は、アラバマ州において、ガソリンスタンド開設を目的とした電柱の建立作業中に、感電死した訴外 John Arthur (当時一九歳) の父親である。X は、当時、ガソリンスタンド開設を監督・補助していた

Sinclair 石油精製会社 (以下、「Y社」という) の従業員に、過失 (negligence) または悪質な非行 (wanton misconduct) があつたとして、Y社に対し、不法な生命侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。<sup>(75)</sup>

Complaint においては、John Arthur が、事故当時、兄の Hayward をオーナーとするガソリンスタンドの開設を手伝っていた旨の記載があり、John Arthur が、アラバマ州労働者災害補償法上、Hayward の「被用者」に該当することがうかがわれた。ところが、労働者災害補償法の適用がある労働災害については、同法が排他的な救済手段を定めており、それ以外の法的根拠に基づく請求は認められないとするのが、当時のアラバマ州の判例法理であつた (なお、同法には、補償上限額の定めがある<sup>(76)</sup>)。

そこで、Xは、裁判所の指示に従い complaint の記述を修正し、「John Arthur は、労働者災害補償法の適用対象に該当しない」(以下、本件主張という) ことを明記した。被告は、answer において、本件主張を否認せず、また、後続の手續においても、積極的に争うことはなかつたが、三万ドルの支払いを命ずる陪審評決が言い渡された後になって、本件主張を争い、指図評決および評決無視判決を求める旨の申立てをした。第一審裁判所がこれら二つの申立てを却下したので、被告が控訴した。

第五巡回区連邦控訴裁判所は、被告の answer には、本件主張に対する明示の否認 (express denial) はなく、せいぜい、「被告は、原告が本件原因に基づき損害賠償請求権を有することについて、争う (Defendant denies that the plaintiff is entitled to recover any damages in this cause.)」との記述から、黙示の否認の趣旨がうかがえるにすぎないと指摘した。<sup>(78)</sup> そして、①連邦民事訴訟規則八条(b)は、「ブリーディングに応答する当事者は、相手方の主張に対し、簡潔かつ明瞭に、防御を述べるとともに、相手方の主張を認めるか、または、否認しなければならぬ」と定めていること、②同規則八条(d)「現行規則八条(b)(6)〔筆者注〕は、「相手方のブリーディング書面が応答を要するものである場合、当事者が否認しなかつた相手方の主張は、損害額に関する主張を除き、自白されたものとする」と定めていることを理由

に、事後否認を却下し、本件主張につき自白の成立を認めた。<sup>(79)</sup>

(2) Zielski 事件<sup>(80)</sup>

本件は、使用者責任を追及する原告が、被用者の真の雇用主ではない者を誤って被告と特定して損害賠償請求訴訟を提起してしまい、被告の取り違えが明らかになった時点では、出訴期限の徒過により真の雇用主に対する訴訟提起ができなくなっていたという事案である。

原告 Zielski (以下、「X」という) は、フィラデルフィアの棧橋において、フォークリフトを使って船荷運送をする仕事に従事していたところ、訴外 Sandy Johnson (以下、「Johnson」という) が運転するフォークリフトとの追突事故が発生し、重傷を負った。当時、Johnson の運転していたフォークリフトには「PPI」というロゴが入っていたことから、X は、被告会社 Philadelphia Piers, Inc. (以下、「Y社」という) が Johnson の使用者であると信じ、Y社に対し、本件事故によって被った損害の賠償請求訴訟を提起した。

ところが、事故発生の日から二年の出訴期限が経過した後のプリトリアル・カンファレンスにおいて、Y社のフィラデルフィア棧橋における船荷運送事業は、本件事故発生よりも前に、別会社(以下、「A社」という)に譲渡されていたこと、事業譲渡に伴い、Johnson の従業員登録もY社からA社へと移っていたことなどが、初めてXの知るところとなった。この時点では、XがA社に対して別訴を提起する余地はなくなっていたため、Xは、トリアルに先立ち、フォークリフトの所有者およびYの雇用主に関する事実については、争点から排斥することを求める旨の申立てをした。

なお、原告の complaint 第五パラグラフには、本件事故の発生に関する記述と、同事故をおこしたフォークリフトの帰属に関する記述(「Y社またはY社の代理人、従業員もしくは被用者によって所有・管理・支配されていた」)があり、被告は、answer において同パラグラフの主張を包括的に否認していた。

裁判所は、原告の申立てを認容し、トライアルの陪審に対しては、「① [PPI] というロゴの入ったフォークリフトはY社によって所有されていたこと、② Johnson がY社の被用者であり、同日、Y社の事業に従事していたことは、明白されている。(傍点筆者)」と説示するのが相当であるとの判断を示した。

その理由としては、answerにおける否認の不備が指摘されている。すなわち、被告のした否認が、「連邦民事訴訟規則八条に適合しているといえるには、被告は、概括的な否認ではなく、より具体的な応答をなすべきであった。本件第五パラグラフの主張のうち、一部が特定して否認され、他の部分が明白されていれば、原告も、誤った相手を被告として、この警告を得られたのである。……本件第五パラグラフの主張に対する応答は、原告に対し、どのような攻撃防御を準備すべきかを知らしめるものとは到底いえない<sup>(81)</sup>」。

## 2 裁判例の評価

この二つの判決は、いずれも、訴訟の初期段階における否認の争点特定作用を問題視し、事後的な否認を却下したものと読むことができる。ここから、「否認は、complaintのうち、どの部分が争点となるのかについて、相手方に合理的な告知 (reasonable notice) を与える程度のものでなければならぬ」との行為規範が導かれる<sup>(82)</sup>。この規範に違反した場合の効果は、事後否認の却下、すなわち明白の成立である。

ちなみに、アメリカでは、同じく被告側が提出する防御方法であっても、積極防御であれば、プリーディング段階で主張をしておかなければならない建前になっていることは前述した。それとの均衡を考えれば、事後的な理由付否認を無制限に許すことはバランスを欠く。アメリカにおいて、事後的な理由付否認を却下する必要性が意識されてきたのには、こうしたバランス感覚もあるように思われる。

## 四 まとめ

以上、アメリカにおける否認対象特定の要請の具体化として、一括否認の補充性、不明瞭否認の禁止、事後否認の却下の三つを紹介した。最後に、これらの法理の背後にあるセオリーが、日本法の下でも妥当するものであることを示しておきたい。

第一に、当事者が、相手方の主張のうち、容易に自白できる部分があるにもかかわらず、すべての主張について包括的に否認をすることは、日本においても、不誠実な訴訟追行と評価される場合がある（民事訴訟法二条）。裁判所には、積明権を積極的に行使して、主張の是正を促すことが期待される。

第二に、わが国の民事訴訟においても、アメリカの例に挙げた不明瞭な陳述態様による否認には、否認としての効果を認めるべきでない。こうした陳述は、無益であるばかりか有害であり、やはり、不誠実な訴訟追行と評価してよいと思われるからである（民事訴訟法二条）。裁判所の再三の是正要求にもかかわらず、当事者が応じない場合には、当該否認陳述が却下されることもあり得て良い（民事訴訟法一五七条二項）。もともと、その際には、事実上の主張に対する不明瞭否認と、法律上の主張に対する不明瞭否認の取扱いを区別する必要がある。否認陳述の却下という制裁は、とくに前者について、厳しく課されるべきである。

第三に、事後否認による相手方の防衛権侵害の恐れは、わが国でも同様に妥当し、こういった問題に対しては、時機に後れた攻撃防御方法の却下（民事訴訟法一五七条一項）や、信義則違反による主張制限の法理によって、対応が可能とも思われる。しかし、法一五七条一項や信義則違反の法理だけでは、対処が間に合わない場面も想定される。前述の Zielinski 事件は、Y社とA社が共通の保険会社に加入しており、ディスカヴァリ段階における実質的な訴訟主

体は、本件事故についてY社およびA社の双方から報告を受けた保険会社の担当者であったという事情があった。もちろん、Y社も訴訟に関与はしていたが、Xから「Johnsonの雇用主は誰か」と直接問われたことはなかった。<sup>(83)</sup>このような場合には、Y社には、「重大な過失」も「信義則違反」に該当する事情も存在しないから、従来の議論では捕捉できない局面が存することになる。わが国においても、当初の否認の適法性および許容性にまで遡った議論をすることが、有益であるように思われる。

(1) 最高裁判所事務総局民事局監修『条解民事訴訟規則』(司法協会・一九九七年)一七三頁、竹下守夫ほか編『研究会新民訴訟法』(有斐閣・一九九九年)一四〇頁、一六一頁「福田剛久」、今井功「争点・証拠の整理と審理の構造」竹下守夫、今井功編『講座新民訴訟法I』(弘文堂・一九九八年)二二五頁。なお、規則一四五条により、文書の成立を否認する際にも、理由の明示が求められている。

(2) 林道晴「新しい民事訴訟規則の概要」塚原棚一ほか編『新民訴訟法の理論と実務(上)』(ぎょうせい・一九九七年)八九、九〇頁など。

(3) 森勇「主張と否認の具体化について」民訴雑誌三四号(一九八八年)二〇九頁、同「積極否認と訴訟への影響」三宅省三、塩崎勤、小林秀之編代『新民訴訟法大系(二)』(青林書院・一九九七年)六四頁、廣尾勝彰「民事訴訟の当事者主義的審理構造」民訴雑誌三八号(一九九二年)二〇六頁、畑瑞穂「主張・否認のありかたについて」民訴雑誌四七号(二〇〇一年)二三五頁、伊東俊明「主張過程における当事者の情報提供義務についての一考察」民訴雑誌五六号(二〇一〇年)一九〇頁、河野憲一郎「民事訴訟における『主張』の意義と機能」民訴雑誌六九号(二〇一四年)一八五頁など。ただし、否認陳述の規制を論ずる意図として、審理の効率化(訴訟経済)と当事者の主体性の確保のどちらに重点を置くかは、ここに引用した論者の間でも若干のばらつきがある。

(4) 否認陳述については、これ以外に、不真実と知りながら否認してはならないとの規律も論じられているが、その根拠である真実義務は、主張全般についての規律であり、否認陳述に特有の規律とは区別される。中野貞一郎「民事訴訟における真実義務」同『過失の推認』(弘文堂・一九七八年)一五三頁以下、高橋宏志「重点講義民事訴訟法上」[第二版補訂版](有

- 斐閣・二〇一三年）四七〇頁など。
- (5) 本用語については、三木浩一先生のご意見を参考にさせていただいた。
- (6) 前掲注(3)に掲げた各文献のほか、高橋宏志『井上治典編『エキサイティング民事訴訟法』(有斐閣・一九九三年)八九頁以下、畑瑞穂「主張の具体化」法教二四二二号(二〇〇〇年)二五頁、上原敏夫(司会)「(シンポジウム)民事裁判における情報の開示・保護」民訴雑誌五四号(二〇〇八年)八八頁「春日偉知郎」、三木浩一『山本和彦編「民事訴訟法の改正課題」(有斐閣・二〇一二年)一五頁、三木浩一(司会)「(シンポジウム)民事訴訟法の今後の改正課題」民訴雑誌五九号(二〇一三年)一五一頁、一九六頁以下「垣内秀介」、松本博之『上野泰男「民事訴訟法」第八版』(弘文堂・二〇一五年)三二八頁。
- (7) 理由付与の要請に反して単純否認をする当事者に対し、一定の場合には、擬制自白の成立を認めるべきであると論ずるのは、森〓影響・前掲注(3)八二頁、伊東・前掲注(3)一九五頁、上原(司会)・前掲注(6)八八頁「春日」、三木〓山本編・前掲注(6)一六頁、三木(司会)・前掲注(6)一五二頁「垣内」、松本〓上野・前掲注(6)三二九頁。
- (8) 伊東・前掲注(3)一九五頁、畑・前掲注(3)二二六頁。
- (9) 否認理由付与の要請については、別稿において論ずる予定である。ちなみに、アメリカ連邦民事訴訟規則上には、理由付与の要請の議論に示唆的な規律は乏しいが、州によっては、この要請を明文化した民事訴訟規則を有するものがある。たとえば、ミシガン州の民事訴訟規則は「MCR 2.111 (D) Form of Denials」というタイトルの下、「否認をする当事者は、否認を理由づける事情の要旨を陳述しなければならぬ。(Each denial must state the substance of the matters on which the pleader will rely to support the denial.)」と定める。同規定の趣旨が問題とされた裁判例として、*Stanke v. State Farm Mutual Auto Insurance Co.*, 200 Mich App 307; 503 NW2d 758 (1993)。この裁判例は、否認において要求される具体化ならし理由づけの程度は、相手方の主張の具体性との相関関係で決まることを判示したものと読め、日本法における議論と互換性がある。Morley Witus, *What is the Answer?—New Guidelines on How to Draft the Answer and Affirmative Defenses*, 73 Michigan Bar Journal 1076 (1994)。
- (10) 高橋・前掲注(4)四六二頁、新堂幸司『新民事訴訟法【第五版】』(弘文堂・二〇一三年)四六四頁、伊藤真『民事訴訟法【第四版補訂版】』(有斐閣・二〇一四年)三二〇頁など。
- (11) たとえば、森勇教授は、積極否認義務の導入を提唱されるにあたり、ドイツ法の議論を参考にしつつ、否認は「事実認定



- の必要を生じさせる」ものでなければならぬと概念整理をし、したがって、法的評価を争う陳述は「否認たりえない」とする。森〓具体化・前掲注(3) 二一七頁、森〓影響・前掲注(3) 六八頁。前掲注(3)、(6)で掲げたその他の文献においても、事実上の主張に対する否認を念頭に、議論が展開されている。
- (12) 高橋・前掲注(4) 四六二頁、三木浩一〓笠井正俊〓垣内秀介〓菱田雄郷「民事訴訟法〔第二版〕」(有斐閣・二〇一五年) 二二三頁「三木浩一」など。
- (13) 主要事実の存否に関する主張については、事実の主張と法的評価の主張が一体となってされることが多く、両者を厳密に区別することは難しいとの指摘がある。吉岡進「民事事実認定のエッセンス」田尾桃二〓加藤新太郎編「民事事実認定」(判例タイムズ社・二〇〇三年) 六四頁以下。なお、主要事実の存在をすべて自白しつつ、しかし法的効果の発生は争うといった場合には、法解釈の妥当性ないし経験則の存否が争点となろう。法解釈の妥当性が争点とされた場合の帰結は、広義の法律上の主張が争われたときと同様である。これに対し、経験則の存否が争点とされた場合についてであるが、当該経験則の専門性の度合いにより、専門性が高いものであれば、訴訟上の証明の対象とされる。杉山悦子「経験則の獲得方法」『判例から学ぶ民事事実認定』(ジュリスト増刊・二〇〇六年) 七六頁以下など。法律要件該当性の判断に際し、経験則が用いられることがあることについては、後藤勇「続・民事裁判における経験則」(判例タイムズ社・二〇〇三年) 二七頁。
- (14) 菊池博「民事訴訟の実務〔新版〕」(新日本法規・二〇〇四年) 一五四頁。
- (15) 山本弘〓長谷部由紀子〓松下淳一「民事訴訟法〔第二版〕」(有斐閣・二〇一五年) 一八九頁「山本弘」。
- (16) 争点整理手続の運用改善は、最近の実務における喫緊の課題であり、その意味からしても、否認陳述の規制を検討するウエイトは高まっているように思われる。古谷恭一郎ほか「争点整理の現状と課題」判タ一四一二号(二〇一五年) 七三頁以下、加藤新太郎「争点整理手続の構造と実務」梅善夫先生・遠藤賢治先生古稀祝賀「民事手続における法と実践」(成文堂・二〇一四年) 二四七頁以下、相羽洋一ほか「〈シンポジウム〉争点整理で七割決まる?」判タ一四〇五号(二〇一四年) 五頁以下、増田稔ほか「争点整理の現状と今後の在るべき姿について」判タ一三九六号(二〇一四年) 五頁以下。
- (17) ここで筆者が念頭におく「主張」の定義は、「裁判所の関与する手続において、当事者が、本案を基礎づけるためにする資料提出行為のうち、挙証とは区別されるもの」である。日本では、「本案に関する攻撃防御方法の提出行為」として主張が主要な研究対象であることをふまえ、これとの平衡を考えて、アメリカにおける「主張」を把握しようとしたためである。ちなみに、こうした定義を前提とすると、デイスカヴァリ(基本的には裁判所の関与しない手続である)における当事

- 者の陳述は、一切主張に含まれないことになる。しかし、デイスカヴァリの手法の一つである自白要求 (requests for admission) に応じて自白がなされると、自白した当事者は、トライアルにおいて異なる事実を主張し、または、当該事実の存否を争う証拠を提出する<sup>32)</sup>とせざるを得ない (Ted Finnan, *The Request for Admissions in Federal Civil Procedure*, 71 *Yale L. J.* 371 (1961-1962), 後掲注 (32) も参照)。そのため、自白原則の研究にあたり、アメリカ法を参照する際には、「裁判所の事実認定の範囲を拘束する」との視点を重視し、自白要求に対する応答も、「主張」に含まれるのが良い。総じて、アメリカ法における「主張」をどのように定義するかは、比較法研究の目的に応じて異なるものと思う。
- (18) たとえば、請求権発生の根拠となる具体的事実に関する主張、請求の依拠する法的根拠を変更する旨の主張、文書の真正についての主張がされる。Alexander Holtzoff, *Federal Pretrial Procedure*, 11 *American Uni. L. Rev.* 21, 25-26 (1962)。フリトライアル・カンファレンスは、裁判所内において、両当事者ないし代理人の出席の下に実施される手続であり、「口頭による主張」が予定されている。しかし、カンファレンスを円滑に進めるため、実際は、ほとんどの裁判所が事前の書面提出を要求しており、主張は、書面によって準備される<sup>33)</sup>ことが多い。Charles A. Wright & Arthur R. Miller, *Federal Practice and Procedure* §1524 (3d. ed.) [hereinafter Wright & Miller].
- (19) 一般に、サマリ・シヤックシメントを含めた「申立づ (motion)」の手続においては、申立て時に、申立ての理由を記載した主張書面が提出される。David F. Herr, Roger S. Haydock and Jeffrey W. Stempel, *Motion Practice*, §3.07 [C] (2015)。申立ての審理において、両当事者を相対させた審尋 (hearing) を行うかどうかは、裁判所の裁量事項である (連邦民事訴訟規則七八条(a))。ただし、サマリ・シヤックシメントの場合には、ほとんど常に、審尋が行われる慣行となっているため、口頭による主張も可能である。Id. at §16.01 [E].
- (20) Conley v. Gibson, 355 U.S. 41, 47 (1957). Charles E. Clark, *Simplified Pleading*, 27 *Iowa L. Rev.* 272, 283 (1941-1942).
- (21) Geoffrey C. Hazard, Jr. et al., *Civil Procedure* 159 (6th ed. 2011).
- (22) コモン・ローの時代には、拘束力こそがフリーディング書面による主張の主要な機能であった。Henry John Stephen, *Principles of Pleading in Civil Actions* 1-3, 100-102 (2d ed. 1901)。これに対し、連邦民事訴訟規則の下では、この意味での拘束力は、「フリーディング書面による主張」だけでなく、「フリトライアル・オーダー (フリトライアル・カンファレンスの結果を記載した書面)」にも認められる。See generally, Notes, *Variance from the Pretrial Order*, 60 *Yale L. J.* 175 (1951)。たよきは、Rigby v. Beech Air Craft Co., 548 F.2d 288, 291 (10th Cir. 1977) だが、自家用飛行機の墜落事故に起因する製造

- 物責任等の追及訴訟において、プリトライアル・オーダーには、「補助燃料タンクの設計の瑕疵」が争点として記載されていたところ、トライアルにおいて、「主燃料タンクの設計の瑕疵」に関する証拠が提出されたために、プリトライアル・オーダーの拘束力が問題となった。控訴審は、拘束力が認められることを根拠として、本件証拠を採用しなかった第一審の判断を適法とした。
- (23) Fed. R. Civ. P. 15 (a), 16 (c) (2) (B). プリーディング書面が相手方に送達された日から一定の期間が経過すると、アメントメントは、相手方の同意または裁判所の許可によってのみ可能となる。ただし、原則として、許可が与えられる建前となっている。なお、アメントメントによるプリーディング書面の記述の修正は、トライアルにおいても可能であるため（連邦民事訴訟規則一五条(b)、拘束力はそこまで厳格なものではない。拘束力については、小林秀之『アメリカ民事訴訟法【新版】』（弘文堂・一九九六年）一三八頁以下が詳しい）。
- (24) 菱田雄郷「プリーディングに関する規律の変遷」青山善充先生古稀祝賀『民事手続法学の新たな地平』（有斐閣・二〇〇九年）四〇六頁に簡単な紹介がある。
- (25) Fed. R. Civ. P. 7 (a).
- (26) 後述 Wright & Miller, supra note 18, at §1185.
- (27) これは、二当事者間の訴訟を前提とした記述である。複数当事者の訴訟でも、answerの提出権者が、本訴請求の「被告」に限られるという意味ではない。たとえば、訴訟参加がされると、参加原告が、請求の趣旨を記載した主張書面 (third-party complaint) を提出し、「参加被告」が、これに対する answer を提出することになる（規則七条(a)(5)、(a)(6)）。
- (28) 否認および自由認否について Fed. R. Civ. P. 8 (b) (1) (B) “In responding to a pleading, a party must admit or deny the allegations asserted against it by an opposing party. (相手方のしたプリーディングに応答する当事者は、「[自己のプリーディング]書面におおづべ」相手方の主張を自由し、または、否認しなければならぬ。”) 不知に認否” Fed. R. Civ. P. 8 (b) (5) “A party that lacks knowledge or information sufficient to form a belief about the truth of any allegation must so state, and the statement has the effect of a denial. (当事者が、相手方の主張について真偽を判断するのに十分な情報 (knowledge or information) を持たないときは、その旨を述べなければならない。”) この陳述は、否認と同一の効果をも有する。”
- (29) Fed. R. Civ. P. 8 (b) (6) “An allegation – other than one relating to the amount of damages – is admitted if a responsive pleading is required and the allegation is not denied. If a responsive pleading is not required, an allegation is considered

- denied or avoided.”
- (30) Hazard et al., *supra* note 21, at 692.
- (31) R. Lawrence Dessem, *Pretrial Litigation* 209 (5th ed. 2011).
- (32) このような効果をもたらす自白は、「拘束的自白 (judicial admission)」と呼ばれる。フリーディング書面によってなされた自白や、自白要求への応答としてされた自白は、拘束的自白の典型例である。もともと、自白が成立した事実がトライアルにおける争点となっても特段の不都合がないような場合には、拘束的自白であっても、裁判所の裁量により、上述の効果が認められなくことがある。以上について、John Henry Wigmore, *A Treatise on the Anglo-American System of Evidence in Trials at Common Law* 604-609 (2d ed. 1923), Charles T. McCormick, *Handbook of the Law of Evidence* 504 (1954), Note, *Judicial Admissions*, 64 *Colum. L. Rev.* 1121 (1964), Ediberto Roman, “*Your Honor What I Meant to State Was...*”: *A Comparative Analysis of the Judicial and Evidentiary Admission Doctrines as Applied to Counsel Statements in Pleadings, Open Court, and Memoranda of Law*, 22 *Pepperdine L. Rev.* 981, 986-989 (1994-1995).
- (33) 用語法は、「三木ほか・前掲注(12)二三三頁「三木」に従う。なお、「裁判所ないし陪審は、自白に反する事実を認定することができない」という意味での判断拘束効も認められるかについては、関係する記述や裁判例を確認できなかった。
- (34) 後述第三章において、法律上の主張について自白の成立が認められた裁判例を紹介している。このほか、カリフォルニア州最高裁の判例であるが、「(交通事故の加害者である)被告は、故人の死亡および本件事故と相当因果関係を有する損害について、自己に責任があることを認める」との answer における記述について、審理排除効を認めたものが有名である (Fuentes v. Tucker, 187 P.2d 752 (1947))。なお、自白要求においては、従来、事実上の主張についてだけでなく、法律上の主張についても自白を求めることができるかが争われていた。一九七〇年の改正では、「法規の事実への適用の有無 (the application of law to fact)」についても自白を求めることができると明記されたため (規則三六条(a)(1)(A))、現在では、法律上の主張についても自白を求めることができる場合があり、事実上の主張についての自白と同一の効果が認められると解されている。なお、規則改正前の裁判例には、「本件事故発生当時、事故発生現場とされる土地が、被告の占有または支配下にあったこと」を認める旨の陳述につき、撤回制限効を認めた裁判例がある (McSparran v. Hanigan, 225 F. Supp. 628, 636 (1963))。
- (35) Fed. R. Civ. P. 8 (c) “In responding to a pleading, a party must affirmatively state any avoidance or affirmative defense.

- including: accord and satisfaction; arbitration and award; assumption of risk; contributory negligence; duress; estoppel; failure of consideration; fraud; illegality; injury by fellow servant; laches; license; payment; release; res judicata; statute of frauds; statute of limitations; and waiver (相手方のしたブリーディングに応答する当事者は、以下に掲げるもののほか、一切の「抗弁 (avoidance)」または「積極防衛 (affirmative defense)」を陳述しなければならぬ…代物弁済、仲裁合意および仲裁裁定、危険の引受け、寄与過失、強迫、禁反言、債務不履行、詐欺、違法性、履行補助者による損害、権利不行使、ライセンス、弁済、債務免除、既判力、詐欺防止法、出訴期限法、権利放棄)。<sup>94</sup>
- (36) Edward W. Cleary, *Presuming and Pleading*, 12 Stan. L. Rev. 5, 5-10 (1959-1960), 6 James Wm. Moore et al., Moore's Federal Practice §8.08 [1] [hereinafter Moore], Wright & Miller, supra note 18, at §1271, Amy St. Eve & Michael A. Zuckerman, *The Forgotten Pleading*, 7 Federal Courts L. Rev. 149, 157-159 (2014). 連邦最高裁判、実体法規の構造・性質を重視しよう。<sup>95</sup> Gomez v. Toledo, 100 S. Ct. 1920 (1980).
- (37) Cleary, supra note 36, at 11, Wright & Miller, supra note 18, §1271.
- (38) 連邦民事訴訟規則には、失権効を定めた直接の規定はなすが、解釈上認められよう。<sup>96</sup> Moore, supra note 36, at §8.08 [3], Wright & Miller, supra note 18, at §1278.
- (39) イメントメントについては、前掲注(23)を参照。失権効が認められた事例には、Ingraham v. United States, 808 F.2d 1075 (5th Cir. 1987)がある。原告が、空軍の医師(合衆国公務員)による医療過誤を理由として、合衆国を被告として損害賠償請求訴訟を提起した事案である。一二六万四〇〇〇ドルの支払を命じる旨の判決が言い渡された後になって、被告は「損害賠償額の上限を五〇万ドルと定めたテキサス州医療保険促進法が存在する」旨の新主張をし、判決からの救済を求め申立てをした。第五巡回区連邦控訴裁判所は、被告の新主張は積極防衛に該当することを理由に、新主張を排斥した。
- (40) Eve & Zuckerman, supra note 36, at 160. See generally, Kevin M. Clemons & Stephen C. Yeazell, *Inventing Tests, Destabilizing Systems*, 95 Iowa L. Rev. 821 (2009-2010).
- (41) Bell Atlantic Corp. v. Twombly, 550 U.S. 544 (2007), Ashcroft v. Iqbal, 556 U.S. 662 (2009). 詳しきは、拙稿「争点整理の初期段階における主張規律」法政論究一〇四号(二〇一五年)一三三頁以下。
- (42) Wright & Miller, supra note 18, at §1265, Charles E. Clark, Handbook of the Law of Code Pleading 575-579 (2d ed. 1947).
- (43) Wright & Miller, supra note 18, at §1265.

- (44) Id. at §1266.
- (45) Id.
- (46) Charles H. Rose III & James M. Underwood, *Fundamental Pretrial Advocacy*, 189 (2nd ed. 2008) の挙げる例でもある。
- (47) Wright & Miller, supra note 18, at §1266.
- (48) Id. at §1265.
- (49) Id.
- (50) Id. See also, Clark, supra note 42, at 575-579, Stephen, supra note 22, at 275-286, Charles Liebert Crum, *Scope of the General Denial*, 27 North Dakota L. Rev. 11, 13-14 (1951).
- (51) Clark, supra note 42, at 582.
- (52) Armistead M. Dobie, *The Federal Rules of Civil Procedure*, 25 Va. L. Rev. 261, 266 (1939), Edson R. Sunderland, *The New Federal Rules*, 45 W. Va. L. Q. 5, 13 (1938), Wright & Miller, supra note 18, at §1265, Moore, supra note 36, at §8.06 [4]. Dessem, supra note 31, at 204 44 「一括否認の方法による answer を想定するのは難しい。どんな complaint であれ、観念的には、少なくとも一は被告が誠実に自認しなければならぬような主張（当事者の属性にかんする記述など）を含んでおらなくてはならない」という。
- (53) United States v. Long, 10 F.R.D. 443, 445 (1950). そのほか、一括否認の制限的利用の趣旨に言及した裁判例として、United States v. Shuster, 11 F.R.D. 151, 152 (1950), Gulf Oil Corp. v. Bill's Farm Ctr., Inc., 52 F.R.D. 114, 118 (1970) など。
- (54) Mary Kay, Inc. v. Dunlap, WL 2358082 (2012). 契約上の義務の不履行を理由として損害賠償請求がされた事案である。被告 Dunlap は「answer におろして一括否認をした。原告 Mary Kay の complaint には、原告被告間での契約締結に関する事実も主張されていたから、この事実についても被告は否認したことになる。ところが、被告が提出した answer には、右契約についての契約書が添付されていた。裁判所は、これを理由に、本件事案における一括否認は「誠実に」されたものとは認められなかった。
- (55) Moore, supra note 36, at §8.06 [4]. Dessem, supra note 31, at 204.
- (56) Fed. R. Civ. P. 11 (b) (4) “the denials of factual contentions are warranted on the evidence or, if specifically so identified, are reasonably based on belief or a lack of information.” これは、一九九三年改正の際に新設された規定である。

- (57) *Georgene M. Vairo, Rule 11 Sanctions*, 167 (3d ed. 2004). たゞし、論者は、answerにおける不誠実な主張も、不必要に訴訟を長引かせ、費用の増大ならびに訴訟遅延を招くことに変わりはないとして、answerを作成する側の弁護士に対しても厳しく、一条違反を追及すべきであるとする。裁判例には、たとえば、同一当事者間の訴訟で、別訴においては自由していた事実を、本訴の answer においては「不知」と陳述した被告に対し、制裁を課したものがあつた。 *Divane v. Krull Elec. Co., Inc.*, 200 F.3d 1020, 1029 (7th Cir. 1999).
- (58) See generally, *Wright & Miller*, supra note 18, §1264.
- (59) *Dunlop v. Quality Spring Products, Inc.*, 1975 WL 1157 (W.D. Mich. 1975), *Marshall v. Sedlock & Francisco, Inc.*, 1978 WL 1612 (E.D. Mich. 1978). たゞし、いずれも、結論を述べるだけで、具体的な事案は不明である。なお、連邦民事訴訟規則11条(f)に基づき、フリーディング手続においては、裁判所の職権で、または当事者の申立てにより、フリーディング書面からある特定の主張を排斥するべきである。 *Fed. R. Civ. P. 12 (f)* “The court may strike from a pleading an insufficient defense or any redundant, immaterial, impertinent, or scandalous matter...” (略)。
- (60) *Gilbert v. Johnston*, 127 F.R.D. 145 (1989). なお、本判決を下した *Shadur* 判事は、約一〇年後に、ふたたび同様の陳述が answer において現れた事件で、未だに規則八条(b)を遵守しない弁護士がいることを強く非難し、answerの記述の修正の機会を与えることなぐ、直ちに自由の成立を命じらる。 *King Vision v. J.C. Dimitri's Restaurants*, 180 F.R.D. 332 (1998).
- (61) *Mahanor v. United States*, 192 F.2d 873, 876 (1st Cir. 1951). 被告夫も控訴を提起したが、本件とは直接関係がなかつた。省略する。このほか、同趣旨の裁判例として、 *Reed v. Hickey*, 2 F.R.D. 92 (1941), *Westfield High School L.I.F.E. Club v. City of Westfield*, 249 F.Supp. 2d 98, 105 (2003), *U.S. v. Vehicle 2007 Mack 600 Dump Truck*, 680 F.Supp.2d 816, 828 (2010).
- (62) *Beckman v. Pajjan*, 2003 WL 1563699 (2003).
- (63) *Lipton Industries, Inc. v. Ralston Purina Co.* 670 F.2d 1024, 1030 (1982).
- (64) 商標の取消に関しては、まず、合衆国特許商標庁の商標審判部 (Trademark Trial and Appeal Board) で審理され、その決定に不服のある者は、関税特許上訴裁判所 (現：連邦巡回区控訴裁判所) に上訴するべきである。商標審判部での審理にも、その趣旨に反しない限りで、連邦民事訴訟規則の規定が準用される (37 CFR § 2.116)。
- (65) *Azza International Corp. v. Gas Research Institute*, 204 F.R.D. 109, 110 (2011).

- (66) See generally, Wright & Miller, *supra* note 18, at §1264.
- (67) たよえは、Tel Containers Intern. v. Puerto Rico Marine Mgt., 108 F.R.D. 96, 98 (1985) では、被告の answer において、「パラグラフ四における原告の主張は、事物管轄および裁判地に関するものであり、被告は応答の必要がない」との記述がみられる。なお、本件は、原告と被告がどちらもデラウェア州で設立された会社であるため、州籍相違を理由とする裁判管轄は認められない事案であったにもかかわらず、被告側弁護士が、出訴期限の徒過により原告が別訴を提起することができなくなるまで訴訟を長引かせようと画策し、意図的にこのような応答拒絶をすることともにその後も管轄があると誤認させるような訴訟追行を約二年にわたって続けたものであることが判明している。連邦地裁は、原告の訴えを却下したが、被告側弁護士に対しては、前述の連邦民事訴訟規則一一条違反を理由に金銭的制裁を課している。
- (68) たとえば、美容整形サロンにおけるレーザー治療によって顔にやけどを負ったことを理由とする損害賠償請求訴訟では、原告 complaint における次のような法律上の主張について、応答拒絶がされている。「73. ペンシルヴァニア州の法令は、医師でない者に対し、医療サーヴィスを提供する権限を与えている。74. 権限委譲の要件は、権限を委譲した医師が、当該医療サーヴィスの提供過程を監督するべきである」。Amended Complaint at Paragraph 73, 74, *Charlesston v. Salon Secrets Day Spa, Inc.*, 2009 WL 1795529 (2009)。
- (69) たとえば、労働者が、従業員退職所得保障法 (ERISA 法) 違反を理由に会社を提訴したクラスアクション訴訟では、「35. ERISA 法によれば、被告は、MasterShare Plan における受託者 (fiduciaries) に該当する」との原告の主張に対し、応答拒絶がなされている。Complaint, at Paragraph 35, *Holzer v. Prudential Equity Group LLC*, 520 F. Supp. 2d 922, 928 (2007)。
- (70) 前掲注 (12)。
- (71) *Rose III & Underwood*, *supra* note 46, at 191; *Holzer*, 520 F. Supp. 2d, at 928.
- (72) *State Farm Mut. Auto. Ins. Co. v. Riley*, 199 F.R.D. 276, 278 (2001) (後述のとおり、answer の記述の修正を命じた)、*Farnell v. Pike*, 342 F. Supp. 2d 433, 440-442 (2004) (ただし、各主張に対しては、応答拒絶とともに、否認陳述もなされた事案であり、主張排斥まひは認めなかった)、*Gomez v. U.S.*, 2010 WL 3834211 (2010) (応答拒絶の陳述を排斥し、自白の成立まで認めた)、*Lane v. Page*, 272 F.R.D. 581, 602-603 (2011) (直ちに主張排斥を認めることはせず、一〇日以内に answer を修正するよう命じた) など。なお、法律上の主張に対して応答拒絶がされていても、その当てはめの基礎となる事実上の主張については否認がなされているような場合には、応答拒絶も不適切とはいえないと述べた裁判例もある。



- Barnes v. AT & T Pension Plan, 718 F.Supp. 2d 1167, 1170 (2010), Guifu Li v. A Perfect Franchise, Inc., 2011 WL 2971046 (2011), Holzer, 520 F. Supp. 2d. at 928.
- (73) State Farm, 199 F.R.D. at 278, see also the Complaint of Interpleader, at Paragraph 14, 18.
- (74) Sinclair Refining Company v. Howell, 222 F.2d 637 (1955).
- (75) 当時のアラバマ州法は、未成年者が会社の被用者または代表者の不法行為によって死亡した場合に、両親が損害賠償請求権を行使すべきことを定めつつた。Title 7, §119, 1940 Code of Alabama.
- (76) Stegall v. Sloss-Sheffield Steel & Iron Co. 205 Ala. 100 (1920), Kaplan v. Sertell, 217 Ala. 413 (1928), Patterson v. Sears-Rosebuck & Co. 196 F.2d 947 (1952).
- (77) プリトリアル・オーダーの内容によると、被告は、過失による不法行為および悪質な非行の双方を否認し、かつ、John Arthur の寄与過失を主張しつつた。Sinclair, 222 F. 2d at 640.
- (78) Id.
- (79) Id.
- (80) Zielnski v. Philadelphia Piers, Inc., 139 F. Supp. 406 (1956). 類似判例に、Weade v. Trailways of New England, Inc., 325 F. 2d 1000 (1963) がある。
- (81) Zielnski, 139 F. Supp. at 411-412. なお、被告主張を排斥する際には、さらに、「衡平上の禁反言 (equitable estoppel)」の法理にも言及しつつた。Id. at 413.
- (82) See Wright & Miller, supra note 18, §1261.
- (83) Id. なお、被告会社は、訴状の送達を受けたあと、早急に訴状を同保険会社に送達し、「この complaint は弊社ではなく、A社に対して向けられるべきものではないでしょうか?」と書いた質問状を送付している。また、本事件では、原告側に被告を取り違えたことに過失があるとも言い難い。本件フォークリフトに「PPI」の文字があったことに加え、Johnson が、デポジションにおいて、「事故発生時、自分はY社に雇用されていた」と陳述していたこと、Y社がJohnsonの雇用者でないことをうかがわせるような事情がデイスカヴァリ過程で発見されなかったことからすれば、被告の取り違えをしたのもやむを得ない状況にあった。さらに、従業員登録の変更は形式的なもので、仕事の場所および性質には何の変更もなかったため、Johnson が従業員登録を明確に認識していなくとも無理はなかった。

金 美紗 (きむ みさ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 ニューヨーク大学ロースクール (LL.M.)

所属学会 民事訴訟法学会

専攻領域 民事訴訟法

主要著作 「争点整理の初期段階における主張規律」『法学政治学論究』第一〇四号

(二〇一五年)